

A40 注意点は、それぞれ次のようになります。

【解説】

役員貸付金がある場合には、個人より法人に対し返済する必要があります。この場合には、法人税の計算において認定利息を計上する必要があります。なお、個人が役員貸付金を返済しないまま死亡した場合には、相続税の債務控除の適用を受けることができます。

役員借入金がある場合には、法人より個人に対し返済する必要があります。なお、個人に役員借入金を返済しないまま死亡した場合には、相続税の相続財産に計上され、納税資金とならないのにも関わらず、相続税の負担が発生します。相続が発生する前に DES 等の対策を検討する必要があります。

役員貸付金・役員借入金のどちらかがある場合でも、どのような取引によって発生したものを把握することは非常に重要になります。